

情報セキュリティ責任者 様
(各所属長)

統括情報セキュリティ責任者
(総合企画部長)

情報セキュリティ事故防止の徹底について

本県の情報セキュリティ対策については、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティチェックシートによる点検や情報セキュリティ研修の実施等により適正な情報管理に取り組んでいるところであるが、今般、USBメモリまたはMOディスクを感染経路としたG A I Bパソコンのウィルス感染事案(平成20年2月8日情報企画課長通知済み)【事案1】、及び添付ファイルの確認ミスによる電子入札事務に係る情報漏洩事案【事案2】が連続して発生したところである。

情報セキュリティ事故の防止については、これまでも再三にわたり注意喚起を行ってきたところであるが、このような事故の再発を防止するため、各所属長においては、所属職員に対して電子情報を取り扱う業務の危険性をあらためて周知徹底し、情報セキュリティ事故の防止に万全を期するよう通知する。

記

【事案1】

県立高校で、生徒の論文などの学習指導を電子データの添削によって行っており、生徒は私物のUSBメモリにデータを保存し、自宅と学校間でデータを運んでいた。学校側では、ネットワークに接続していない備品パソコンに生徒の持参したUSBメモリを差し込み、教諭が指導を行っていたが、同じパソコンで電子調達に係るデータ作成を行っており、電子調達を行うために、そのデータを所属で購入したUSBメモリに保存し、G A I Bパソコンに差し込んだところ、パソコンがウィルスに感染した。

同様に外部からの媒体持ち込みによる感染が懸念されたため、全G A I Bパソコンについて当該ウィルスの証跡を緊急調査したところ、対策ソフトにより隔離されているものの、上記以外に9所属10台(2/8 12:50現在のログ解析)のパソコンに同種のウィルスファイルが存在していたことが判明した。

このウィルスは一度感染すると、G A I Bパソコンの初期化が必要となる(データが取り出せない場合もある)。

<周知徹底事項>

私物のパソコン、USB等の記録媒体の庁舎内への持ち込みは禁止されている。

(情報セキュリティ対策基準 5人的セキュリティ対策(1) イ)

私物の利用は、緊急の場合などやむを得ない場合に限るものであり、各所属長は安易に許可を与えることのないよう、厳格な運用を行うこと。

許可を与えた場合は、管理簿による管理を行うこと。

(情報セキュリティ対策基準 5 人的セキュリティ対策(1) ウ)

やむを得ない理由により、所属長の許可を得て私物のパソコン、記録媒体を使用する場合においても、次の点に十分注意すること。

- ・当該パソコン、記録媒体に必要なウィルス対策(最新のウィルス対策ソフトで最新のパターンファイルによるウィルスチェックなど)を行うこと。
- ・当該パソコンをインターネットに接続しない、記録媒体をインターネットに接続しているパソコンに差し込まないなど、ウィルス感染に細心の注意を払うこと。

(情報セキュリティ対策基準 5 人的セキュリティ対策(1) イ)

所属長の許可を得て、所属所有の記録媒体を持ち出す場合においても、持ち出し先のセキュリティ対策状況を確認し、記録媒体がウィルス感染しないよう細心の注意を払うこと。

【事案2】

県庁所属において、工事の電子調達を行うため、担当者が電子入札システムに積算内訳書様式を登録する際に、県の設計金額の積算及びその基礎とした業者見積もりに関する情報が別シートに記載されたEXCELファイルを誤って登録したため、指名業者にこれらの情報が漏洩した。

<周知徹底事項>

外部に電子データを送信または公開する際には、複数の職員でのチェックを徹底すること。

外部に公開するような情報を取り扱うファイルでは、複数シートを用いていると確認の際に2枚目以降のシートを見逃すことがあることから、なるべく使用しないようにすること。

(注)シート：EXCEL等の表計算ソフトにおいて、データを作成する表のこと。一つのファイル内で複数の紙があるイメージで編集を行うことができ、ワード、一太郎などワープロソフトでも複数のシートを編集することができる。)

(参考)岐阜県情報セキュリティポリシー

<http://128.1.177.188/security/security.htm>

RENTAI PORTALの一番上の「セキュリティ」をクリックすると表示されます。

総合企画部情報企画課情報政策担当			
課長補佐	小原	担当	山口
連絡先	内線 2 2 5 4		